

## 仕様書の修正箇所について

No.	記載箇所		修正前	修正後
1	別紙1-6	2 サーバ装置関係 (1) 仮想ホストサーバ ウ 補足事項	16 全ての機器、本調達区分ソフトウェアはオンサイト保守を提供すること。	16 全ての機器、本調達区分ソフトウェアはオンサイト保守を提供すること。 <b>ただし、別紙5-2表「作業範囲外ソフトウェア一覧」に記載のソフトウェアを除く。</b>
2	別紙1-9	2 サーバ装置関係 (2) プライベートクラウド管理サーバ ウ 補足事項	16 全ての機器、本調達区分ソフトウェアはオンサイト保守を提供すること。	16 全ての機器、本調達区分ソフトウェアはオンサイト保守を提供すること。 <b>ただし、別紙5-2表「作業範囲外ソフトウェア一覧」に記載のソフトウェアを除く。</b>
3	別紙1-12	2 サーバ装置関係 (3) 稼働監視サーバ ウ 補足事項	16 全ての機器、本調達区分ソフトウェアはオンサイト保守を提供すること。	16 全ての機器、本調達区分ソフトウェアはオンサイト保守を提供すること。 <b>ただし、別紙5-2表「作業範囲外ソフトウェア一覧」に記載のソフトウェアを除く。</b>
4	別紙1-15	2 サーバ装置関係 (4) バックアップサーバ ウ 補足事項	16 全ての機器、本調達区分ソフトウェアはオンサイト保守を提供すること。	16 全ての機器、本調達区分ソフトウェアはオンサイト保守を提供すること。 <b>ただし、別紙5-2表「作業範囲外ソフトウェア一覧」に記載のソフトウェアを除く。</b>
5	別紙1-18	2 サーバ装置関係 (5) 仮想マシン共通仕様 ウ 補足事項	15 全ての機器、本調達区分ソフトウェアはオンサイト保守を提供すること。	16 全ての機器、本調達区分ソフトウェアはオンサイト保守を提供すること。 <b>ただし、別紙5-2表「作業範囲外ソフトウェア一覧」に記載のソフトウェアを除く。</b>
6	別紙1-20	2 サーバ装置関係 (6) 仮想マシン共通仕様 ウ 補足事項	17 全ての機器、本調達区分ソフトウェアはオンサイト保守を提供すること。	16 全ての機器、本調達区分ソフトウェアはオンサイト保守を提供すること。 <b>ただし、別紙5-2表「作業範囲外ソフトウェア一覧」に記載のソフトウェアを除く。</b>
7	別紙1-23	3 端末装置関係 (1) PC共通仕様 ウ 補足事項	25 全ての機器、本調達区分ソフトウェアはオンサイト保守を提供すること。	16 全ての機器、本調達区分ソフトウェアはオンサイト保守を提供すること。 <b>ただし、別紙5-2表「作業範囲外ソフトウェア一覧」に記載のソフトウェアを除く。</b>
8	別紙1-80	(1 2) Systemwalker Service Quality Coordinator Standard Edition イ 補足事項	7 ソフトウェアはオンサイト保守を提供すること。	<削除>
9	別紙1-88	(1 8) JEF拡張漢字サポート イ 補足事項	7 ソフトウェアはオンサイト保守を提供すること。	<削除>
10	別紙1-91	(2 0) IC21基盤 共通制御2018IL V3 イ 補足事項	7 ソフトウェアはオンサイト保守を提供すること。	<削除>
11	別紙1-91	(2 1) IC21基盤 共通制御2018IL V3 開発バック イ 補足事項	7 ソフトウェアはオンサイト保守を提供すること。	<削除>
12	別紙1-92	(2 2) Interstage Print Manager Standard Edition イ 補足事項	7 ソフトウェアはオンサイト保守を提供すること。	<削除>
13	別紙1-93	(2 3) Linkexpress Enterprise Edition イ 補足事項	7 ソフトウェアはオンサイト保守を提供すること。	<削除>
14	別紙1-94	(2 4) SIMPLIA/TF-MDPORT Pro イ 補足事項	7 ソフトウェアはオンサイト保守を提供すること。	<削除>
15	別紙5-2	第2部 サーバ装置関係編 1 はじめに (2) 対象範囲 イ 対象ソフトウェア	イ 対象ソフトウェア一覧を表2-2に示す。	イ 対象ソフトウェア一覧を表2-2に示す。 <b>なお、次に示すソフトウェアについては、当該作業の範囲に含めない。 表「作業範囲外ソフトウェア一覧」</b>
16	別紙6-1	<冒頭> 受注者付帯作業	以下に、受注者に必要とされる付帯作業を示す。対象期間、対象回数、対応人数等は現時点での予定であり、変更があった場合においても本市の指示に従うこと。 付帯作業の実施にあたっては、システム開発業者等との円滑な協力体制を実現すること。なお、付帯作業の実施に関し、いかなるケースにおいても本市及びシステム開発業者に対して別途費用を請求することはできない。	以下に、受注者に必要とされる付帯作業を示す。対象期間、対象回数、対応人数等は現時点での予定であり、変更があった場合においても本市の指示に従うこと。 <b>なお、ソフトウェアにかかる付帯作業については別紙5-2表「作業範囲外ソフトウェア一覧」に記載のソフトウェアを除く。</b> 付帯作業の実施にあたっては、システム開発業者等との円滑な協力体制を実現すること。なお、付帯作業の実施に関し、いかなるケースにおいても本市及びシステム開発業者に対して別途費用を請求することはできない。

日程等の変更箇所

変更前

変更箇所

	変更前	変更箇所
仕様書等に対する質問への回答日	令和2年3月10日(火)午前10時から令和2年3月18日(水)午後5時まで	令和2年3月10日(火)午前10時から令和2年3月26日(木)午後5時まで
入札書受付期間	令和2年3月17日(火)9時00分から令和2年3月18日(水)17時00分まで	令和2年3月25日(水)9時00分から令和2年3月26日(木)17時00分まで
開札日	令和2年3月19日(木)11時30分	令和2年3月27日(金)11時30分